

指定管理者候補者の選定結果について

1. 施設概要

- ・名称：長崎県難病相談・支援センター
- ・所在地：長崎市茂里町3番24号（長崎県総合福祉センター県棟2階）

2. 指定管理者候補者

- ・名称：特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会
- ・代表者：理事長 北川 修
- ・所在地：長崎市茂里町3番24号（長崎県総合福祉センター県棟2階）

3. 選定経過

(1) 指定申請期間

平成25年7月30日～平成25年8月30日（32日間）

(2) 指定申請者（1団体）

特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会

(3) 選定方法

平成25年9月19日に外部有識者等4名で構成する指定管理者選定委員会において長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する事業計画等について審査を行った。

(4) 選定委員（4名）（外部有識者委員は氏名50音順）

委員：長崎川棚医療センター 副院長 松尾 秀徳

委員：長崎県看護協会 専務理事 森口 洋子

委員：長崎大学医学部 教授 吉村 俊朗

委員長：長崎県 福祉保健部国保・健康増進課長（参事監） 佐藤 雅秋

(5) 選定結果（100点×4名＝400点満点）

特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会 319.2点

※審査基準及び採点結果については、別紙1「審査基準及び採点結果」のとおり。

(6) 選定理由

現在、指定管理者である指定申請者の特定非営利活動法人長崎県難病連絡協議会が、当事者団体の立場を生かして、患者・家族の視点に立った相談業務や患者会活動への支援等を行うとともに、難病相談・支援センターの周知に努めており、同センターの利用者や相談件数も増加傾向にあることから、一定の成果があがっていると判断し、今後も設置目的に即した事業運営が可能で、指定管理者の候補者として適当であると評価する。

(7) 議事要旨

別紙2「選定委員会議事要旨」のとおり。

(8) 事業計画書

特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会 事業計画書
(長崎県福祉保健部国保・健康増進課において閲覧できます。)

4. 今後のスケジュール

(1) 平成25年11月定例県議会に議案提出

(2) 議決後、指定管理者として知事が指定

(3) 次期指定管理期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日(5年間)

5. 問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

長崎県 福祉保健部 国保・健康増進課 疾病対策班

TEL 095-895-2496 FAX 095-895-2575

Email:s04750@pref.nagasaki.lg.jp

審査基準及び採点結果

指定申請者名 (特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会)

評価項目	評価観点	評価項目に関する提出書類	配点	満点 (×4)	採点結果
1. 団体に関する事項		(小計)	5	20	15.8
団体全般	1. 安定した経営が可能か。	団体調書(会員数、常勤職員数、事業実績、事業報告書、決算額)	2	8	6
	2. 団体をマネジメントする優れた人材がいるか。		2	8	6
	3. 難病患者等への活動支援の実績があるか。		1	4	3.8
2. 管理運営方針に関する事項		(小計)	5	20	18
管理運営方針	1. 管理運営の考え方が支援センターの設置目的に沿っているか。	事業計画書「Ⅰ. 支援センターの管理運営方針に関する事項」	3	12	10.8
	2. 公の施設として、公平な管理運営ができるか。		2	8	7.2
3. 管理運営体制に関する事項		(小計)	20	80	57.4
管理運営体制	1. 管理運営に必要な人員体制が考えられているか。	事業計画書「Ⅱ. 1. 管理運営体制に関する事項」	7	28	21
	2. 必要な経歴、能力を持つ職員の確保が可能か。		7	28	19.6
	3. 休暇、退職等の際の職員の補充体制は十分か。		6	24	16.8
4. 管理運営業務の内容に関する事項		(小計)	40	160	134
管理運営業務の内容	1. 難病患者等に対する相談、支援及び情報の提供に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書「Ⅱ. 2. (1) 難病患者等に対する相談、支援及び情報の提供に関する業務」 ・団体調書(事業報告書) ・事業計画書「Ⅱ. 2. (2) 難病患者等と地域住民との相互の交流の促進及び難病患者等の自主的活動の支援に関する業務」 	20	80	70
	(1) 難病患者等に対する相談業務の実績があるか。		10	40	40
	(2) 情報の収集、提供を幅広く行うことができるか。(県内全域)		10	40	30
	2. 難病患者等と地域住民との相互の交流の促進及び難病患者等の自主的活動の支援に関する業務(効果的な事業が考えられているか。)		10	40	32
	3. その他難病支援センターの設置目的を達成するために必要な業務(難病患者団体等と行政とのコーディネートなど行政との協働の促進を図る事業が考えられているか。)		10	40	32
5. 効果的な管理運営のための工夫等		(小計)	20	80	60
効果的な管理運営のための工夫等	1. ボランティア活動者や関係団体との連携・協働(業務に関しボランティア活動者や関係団体等との連携・協働体制が十分取れるか。)	事業計画書「Ⅱ. 2. (4) 難病支援センターとボランティア活動者、様々な関係機関・団体との協働体制の確保について」及び事業計画書の各項目	5	20	17
	2. 県内全域を対象に支援活動を実施していくことができるか。	事業計画書の各項目	5	20	14
	3. 利用者の要望を把握しニーズに沿った施設の管理運営の方法が考えられているか。	事業計画書「Ⅱ. 2. (5) 利用者のニーズ把握や管理運営への県民の意見反映の方策について」	5	20	15
	4. 上記以外に管理運営に関し優れた提案等があるか。	事業計画書「Ⅱ. 2. (6) その他」	5	20	14
6. 収支計画に関する事項		(小計)	10	40	34
収支計画	効果的・効率的な収支計画が組まれているか。	事業計画書中「Ⅲ. 収支計画に関する事項」	10	40	34
合 計			100	400	319.2

長崎県難病相談・支援センター指定管理者選定委員会 議事要旨

日時：平成25年9月19日(木) 15:00~16:50

場所：長崎県難病相談・支援センター

1 委員長の選任

2 審査手順の確認

3 指定申請者に対するヒアリング

(1) 指定申請者からのプレゼンテーション

(2) 質疑応答(主な質問は以下のとおり)

県内全域における難病患者支援、有資格相談員の確保、希少難病患者への対応などについて

4 採点、審議

(1) 採点結果

別紙1のとおり。

(2) 指定管理者候補者の選定と選定理由

(候補者)

特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会

(選定理由)

現在、指定管理者である指定申請者の特定非営利活動法人長崎県難病連絡協議会が、当事者団体の立場を生かして、患者・家族の視点に立った相談業務や患者会活動への支援等を行うとともに、難病相談・支援センターの周知に努めており、同センターの利用者や相談件数も増加傾向にあることから、一定の成果があがっていると判断し、今後も設置目的に即した事業運営が可能で、指定管理者の候補者として適当であると評価する。

(意見)

- ・限られた予算の中で最大限の効果があがるように効率的な業務運営に努めること。
- ・県内全域における情報収集・提供及び相談対応・支援の方法を工夫すること。
- ・相談員が比較的長期に在職することによる継続的な相談業務の推進のため、スキルだけでなくメンタル面での相談員へのサポートができる体制づくりなどの工夫を行うこと。